六　破綻金融機関を当事者とする新設分割で当該新設分割により当該破綻金融機関がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの（権利義務の一部を承継させるものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の承継であつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。）

第五十九条第三項中「掲げる合併」の下に「又は同項第六号に掲げる新設分割」を、「又は当該合併」の下に「若しくは当該新設分割」を、「当該合併」の下に「又は当該新設分割」を加え、同条第四項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同項に次の二号を加える。

五　第二項第五号に掲げる吸収分割　同号の他の金融機関の資産で当該吸収分割により承継したもの

六　第二項第六号に掲げる新設分割　当該新設分割により設立される金融機関の資産（当該新設分割前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。）

第五十九条の二第一項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に、「又は付保預金移転」を「、付保預金移転、同項第五号に掲げる吸収分割のうち破綻金融機関がその事業に関して有する権利義務の一部を他の金融機関に承継させるもの又は同項第六号に掲げる新設分割のうち破綻金融機関がその事業に関して有する権利義務の一部を新たに設立される金融機関に承継させるもの」に改め、同条第二項及び第三項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十条第一項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十一条第一項及び第二項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号並びに同条第五項及び第八項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十二条第一項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第五項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に、「蓋然性」を「蓋然性」に改める。

第六十四条第二項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十四条の二第四項中「同条第二項第二号」の下に「又は第六号」を加え、同条第五項中「合併」の下に「又は新設分割」を加える。

第六十六条第一項中「又は株式移転」を「若しくは株式移転又は会社分割」に、「すべて」を「全て」に、「その他政令で定める」を「その他のその旨を証する」に改め、「ものをいう」の下に「。第百六条第三項において同じ」を加え、「。第百六条第三項において同じ」を削り、同条第二項中「信用金庫等」を「信用金庫若しくは信用金庫連合会、信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）」に改め、同条第三項第一号中「又は株式交換」を「、株式交換又は会社分割」に改め、同項第二号中「（平成十一年法律第二百二十五号）」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第六十七条中「事業の譲受け又は付保預金移転」を「合併、事業の譲受け、付保預金移転又は会社分割」に改める。

第六十八条の二第一項中「第百八条の二第一項」の下に「及び第百二十六条の二十五第一項」を加え、同条第五項中「合併」の下に「又は新設分割」を加える。

第六十八条の三第五項中「合併」の下に「又は新設分割」を加える。

第六十九条第一項中「合併により」を「合併若しくは新設分割により」に改め、同条第二項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に、「又は付保預金移転」を「、付保預金移転、同項第五号に掲げる吸収分割のうち破綻金融機関がその事業に関して有する権利義務の一部を他の金融機関に承継させるもの又は同項第六号に掲げる新設分割のうち破綻金融機関がその事業に関して有する権利義務の一部を新たに設立される金融機関に承継させるもの」に改め、同項に次の二号を加える。

五　第五十九条第二項第五号に掲げる吸収分割　同号の他の金融機関の資産で当該吸収分割により承継したもの

六　第五十九条第二項第六号に掲げる新設分割　当該新設分割により設立された金融機関の資産（当該新設分割前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。）

第六十九条第四項中「合併により」を「合併若しくは新設分割により」に、「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十九条の三第一項第三号及び第四号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同項第五号中「（平成十四年法律第百五十四号）」を削り、「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同項第六号及び第七号並びに同条第三項第二号及び第三号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十九条の四第三項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第七十三条第一項第二号及び第三号中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改める。

第七十四条第三項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第八十一条第一項中「（金融機関代理業者」を「又は株式会社商工組合中央金庫（被管理金融機関である場合に限る。以下この項において同じ。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方（金融機関代理業者又は同項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方」に、「の帳簿」を「若しくは株式会社商工組合中央金庫の同項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方の帳簿」に改める。

第八十三条の見出し中「破綻」を「破綻」に改める。

第八十六条第一項中「第三百九条第二項第四号、第五号」を「第三百九条第二項第三号（同法第百七十一条第一項に係る部分に限る。）から第五号まで」に改め、「第二十二条第二項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を、「第二十九条第四項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「第二十二条第三項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

第八十七条第一項中「第四百四十七条第一項」を「第百十一条第二項、第百七十一条第一項、第百九十九条第二項、第四百四十七条第一項、第四百六十六条」に、「第二号」に改め、「第四百七十一条第三号」の下に「、第七百八十三条第一項並びに第八百四条第一項」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　全部取得条項付種類株式（会社法第百七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。第百二十六条の十三第一項第一号において同じ。）の発行のために必要な定款の変更、当該全部取得条項付種類株式の全部の取得又はこれとともにする同法第百九十九条第一項に規定する募集株式の発行に係る同条第二項に規定する募集事項の決定

第八十七条第一項に次の一号を加える。

五　会社分割

第八十七条第五項中「選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される定時総会又は」を「当該被管理金融機関に係る金融整理管財人による管理の終了の後最初に招集される定時株主総会又は」に、「選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される定時総会が」を「当該定時株主総会が」に改める。

第八十八条中「若しくは第三号」を「、第二号、第四号若しくは第五号」に改める。

第六章の章名中「破綻した」を「破綻した」に改める。